

自主防災組織

本テキストでは、災害がなく日常生活を送っている時を「平常時」とし、災害が発生又は発生しようとしている時を「非常時」と言います。災害には、水害（河川の氾濫など）、土砂災害（崖くずれなど）、台風、地震、津波、火災などがあります。

自主防災組織とは



自主防災組織とは、地域において自主的に防災活動を行う組織で本市では、自治会を母体とした「市民防災会」のことをいい、日頃から防災について学んだり、防災訓練を行うなどして、災害に備えています。

また、災害が発生したときは、避難の誘導や避難所の運営を行うなど地域ぐるみで災害に対応します。

自主防災組織の必要性



阪神・淡路大震災では、救助された方のほとんどが、家族（自助）、地域住民（共助）の力によって救われたとされています。大規模災

害が発生したときは、消防署や区役所など行政（公助）の力だけでは限界があるので、地域全体で助け合う自主防災組織が必要です。

市民防災会の結成

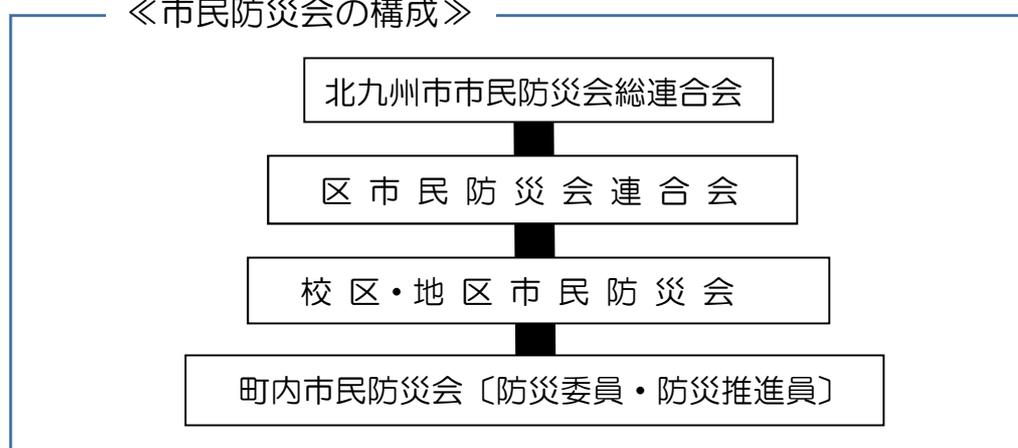
本市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓として、住民同士が協力し、災害に立ち向かうため、平成9年から自治会を母体とした「市民防災会」という自主防災組織を結成しています。

市民防災会の構成

市民防災会は、自治会（地区・校区）ごとに結成され、町内会が基盤となっています。

各区には、校区（地区）市民防災会の会長をメンバーとした「区市民防災会連合会」が、全市的には、区市民防災会連合会の会長をメンバーとした「北九州市市民防災会総連合会」が結成されています。

《市民防災会の構成》



防災委員と防災推進員

市民防災会の基盤となる町内市民防災会では、町内会長などの代表となる方を「防災委員」、班長・組長などを「防災推進員」として、自主防災活動のリーダー「防災リーダー」に位置付けることとしています。

防災リーダーは、地域における自主防災活動の中心的な役割を果たすこととなり、非常時の情報伝達や避難誘導などのほか、平常時には防火・防災知識の普及啓発などを行います。

防災リーダーは、住民の防災に対する意識を高めるとともに、住民共助の基礎となる地域のつながりが深まるよう、日頃からリーダーシップをとることを心掛け、活動することが望まれます。



自主防災組織

防災リーダーの役割

避難所の開設・運営

気象の基礎知識

災害への備え

災害（避難）情報

避難行動要支援者

防災リーダーの役割

ここでは、防災リーダーの役割を平常時と非常時に分けて説明します。それぞれの役割に応じた訓練は、本テキストの「資料編（実技）」に掲載していますので、参考にしてください。

平常時にすること



① 防火・防災資器材や地域の危険箇所などの点検

地域で保有しているメガホンやヘルメット、ライトなどの資器材が非常時にすぐに使えるよう、保管場所や保有数、不具合がないかなどを点検します。

また、避難するときに、安全な避難経路を通るため、地域の危険箇所を把握します。

② 防火・防災講習会の企画や防災マップの作成

一人でも多くの住民に防火・防災の意識を持ってもらうため、消防署や区役所と連携して防火・防災の講習会を企画します。また、



地域の避難場所や危険箇所などを地図に書き込み、防災に関するマップを作成し、地域で情報を共有します。

③ 防災訓練の実施（避難訓練、初期消火訓練、応急手当訓練等）

速やかな避難や初期消火、ケガの応急手当ができるよう、目的に応じた訓練を行います。



④ 高齢者や障害のある人など避難行動要支援者の見守り

避難するときに、支援を必要とする高齢者や障害のある人などを「避難行動要支援者」と言います。非常時に早く避難できるよう「避難行動要支援者」に誰がどのように避難の支援をするのか、地域で検討しておきます。



⑤ 連絡網の作成と情報の伝達訓練

災害時に命を守るためには、地域住民と情報を共有し、早めに避難することが重要です。



避難情報の発令などが速やかに地域住民に伝えられるよう、あらかじめ連絡網を作成する必要があります。

また、安否確認の情報などを素早く集められるようにしておきます。

非常時にすること



① 情報の収集と連絡網による伝達

非常時には、自分の住んでいる地域での被害の有無、津波のおそれや、避難所は開設されているのかといった情報をテレビや市ホームページ、区役所に問い合わせるなどして情報を収集し、必要に応じて連絡網で地域住民に伝えます。

特に、早めの避難など、命を守る行動につながる避難情報などの重要な情報は、速やかに伝える必要があります。



② 初期消火

地震などによって火災が発生したら、速やかに 119 番通報するとともに、周囲に協力を呼びかけて、消火器や水バケツなどで初期消火をします。消火は、安全が保てる範囲で行い、初期消火が困難な場合は、速やかに避難します。



③ 避難と避難誘導

避難所に避難するときは、あらかじめ避難所として開設されているのか、市ホームページ「防災情報北九州」や区役所への問合せで

確認します。

開設されていない場合は、区役所に開設を要請します。

避難するときの荷物は、非常持ち出し品など必要最小限にして、動きやすい靴や服装で避難するよう呼びかけます。



また、側溝や傾いたコンクリート壁の近くなど危険なところは通らず、安全な経路で避難します。

高齢者や足の不自由な方がいるときは、急な階段を避けるなど無理のない避難誘導を心がけます。



「避難行動要支援者」に対しては、早めの避難が完了できるように、支援する方に連絡を取るなど配慮が必要です。

地震などの突発的な災害により、避難が必要となったときは、避難所の開設までに時間が掛かるので、まずは、最寄りの公園など避難場所（一時避難地）に避難して、住民の安否確認をします。

避難所が開設されれば、安全な経路を通過して避難します。

④ 負傷者の救出・救護

土砂災害や地震による建物の倒壊などによって、がれきの下に人が埋もれていたら、周囲の方と協力し、見張りを立てるなど自らの安全を十分に確保した上で、がれきを除去するなどして救出します。負傷者がいれば、可能な範囲で応急手当を行います。

負傷者の救出・救護が困難であれば、速やかに119番通報をして消防に助けを求めます。



⑤ 避難所の運営

避難所が開設された当初は、避難者が多数押し寄せることがあるため、区役所の職員だけでは対応できなくなります。避難者の受け付けや避難スペースの割り振りなど、速やかに避難者の受け入れができるよう協力します。



避難生活が長期間になると、避難者が主体となった運営が必要となります。防災リーダーを中心に、避難生活で不足しているものはないか、女性や子供が安全に生活できているかなど、定期的に会議を

行うなどして、区役所の職員と協力し、住民による円滑な避難所運営を目指します。

⑥ 避難時の給食・配給

災害の規模や状況によっては、区役所などからの配給や、数日後、全国からの支援物資が避難所に届くようになります。

避難者への給食・配給を円滑に行うため、平常時に避難所運営訓練を行っておくと有効です。



班による役割分担

防災リーダーの役割は、平常時・非常時で多岐に亘るため、それらをひとりで行うことは困難です。市民防災会の中で、地域の実情に応じた班を編成し、役割を分担すると、組織的な活動が期待できます。

班編成の例は、下図のとおりです。

市民防災会の班編成（例）

編成班名	平常時の役割	非常時の役割
総務班 (防災委員)	全体調整・他機関との連絡調整 避難行動要支援者の状況把握	
情報班 (防災推進員)	情報収集 広報活動	状況把握 情報収集・伝達
消火班 (防災推進員)	器具点検 防火広報	初期消火
救出・救護班 (防災推進員)	資器材調達 整備・点検	負傷者等の救出 応急手当
避難誘導班 (防災推進員)	避難路(所)等 標識点検	住民の避難誘導 安否確認
給食・配給班 (防災推進員)	備蓄品の確認 器具の点検	炊き出し等の給食 水・生活用品等の配給

防災リーダーの確認リスト

『平常時にすること』確認リスト

- 防火・防災資器材や地域の危険箇所点検（４P）
- 防火・防災講習会の企画や防災マップの作成（４P）
- 防災訓練の実施（５P）
- 高齢者や障害のある人など避難行動要支援者の見守り（５P）
- 連絡網の作成と情報の伝達訓練（５P）

『非常時にすること』確認リスト

- 情報の収集と連絡網による伝達（６P）
- 初期消火（６P）
- 避難と避難誘導（６P）
- 負傷者の救出・救護（８P）
- 避難所の運営（８P）
- 避難時の給食・配給（９P）

自主防災組織

防災リーダーの役割

避難所の開設・運営

気象の基礎知識

災害への備え

災害（避難）情報

避難行動要支援者

地震時の時間経過と防災リーダーの活動

時間経過	活動内容
<p>《地震発生》</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震の揺れに注意し、身の安全を確保 「まず低く、頭を守り、動かない」
<p>《発生直後》 安全確認 応急手当 初期消火</p>	<ul style="list-style-type: none"> テレビやラジオなどで情報収集（津波の有無など） 隣近所の安全を確認（建物倒壊やケガ人の有無を確認） ケガ人の応急手当 火災が発生していれば、安全を保てる範囲で初期消火 <p>※併せて119番通報</p>
<p>《避難準備・開始》 情報収集 情報伝達 余震に注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の被害情報を収集（家屋倒壊や崖くずれなどの有無） 市が避難情報などを発令した時は、連絡網で伝達 避難所の開設状況を確認（開設されていない場合は、区役所に開設を要請し、開設まで最寄りの公園など避難場所（一時避難地）に避難する。） 非常持ち出し品を確認して、避難・避難誘導を開始 避難は徒歩とし、塀の倒壊や割れたガラスなどに注意するよう呼びかける。
<p>《避難行動時》 避難誘導 避難完了</p>	<ul style="list-style-type: none"> 河川や崖など危険な場所を避けて避難誘導 避難行動要支援者の避難状況を確認 周囲に協力を呼びかけて消火・救出活動 避難所（場所）到着後、安否を確認
<p>《数時間～数日》 避難生活 避難所運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営の協力 高齢者や障害のある人、女性や子供などに配慮する。 支援物資が届くまで、避難所の水や毛布など備蓄品を配給（非常持ち出し品の活用を呼びかける。）

自主防災組織

防災リーダーの役割

避難所の開設・運営

気象の基礎知識

災害への備え

災害（避難）情報

避難行動要支援者

水害・土砂災害時の時間経過と防災リーダーの活動

時間経過	活動内容
≪災害発生前≫ 避難準備 情報伝達 避難開始 避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオなどの気象情報に注意 ・避難情報などの発令に備え、連絡網や非常持ち出し品、ヘルメット・ライト等の資器材を準備 ・河川の水位上昇や土砂災害の前兆現象などに注意 異常があれば住民に避難を呼びかける。 ・避難所の開設状況を確認（開設されていない場合は、区役所に開設を依頼）する。 ・市が避難情報などを発令したときは、対象地域に消防署や区役所から連絡されるので、連絡網で伝達 ・避難行動要支援者の避難状況を確認 ・非常持ち出し品など最小限の荷物と、動きやすい靴や服装で、避難・避難誘導を開始 ・避難誘導は、側溝・河川や崖の近くなどの危険な場所を避けて誘導
≪災害発生≫	<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身と家族の安全を確保 （避難が危険な場合は、建物の上階などに一時避難）
≪災害発生直後≫ 避難完了 応急手当 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に協力を呼びかけて救出活動 ・ケガ人の応急手当 ・対応困難なときは119番通報 ・早期に避難を完了し、避難所などで安否を確認 ・地域の被害情報を収集（崖くずれ、床下浸水など） ・応急対策が必要であれば、区役所や消防に通報
≪数時間～数日≫ 避難生活 避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営の協力 ・高齢者や障害のある人、女性や子供などに配慮する。 ・支援物資が届くまで、避難所の水や毛布などの備蓄品を配給（非常持ち出し品の活用も呼びかける。）

自主防災組織

防災リーダーの役割

避難所の開設・運営

気象の基礎知識

災害への備え

災害（避難）情報

避難行動要支援者

避難所の開設・運営

大規模災害によって、避難生活が長期間になるときは、避難者主体の避難所運営が必要となるため、防災リーダーの運営参加が期待されます。

避難所の開設

災害が発生し、避難情報などが発令されると、あらかじめ指定された避難所（予定避難所）のうちから避難所が開設されます。避難所の開設は、原則、施設管理者の同意を得て、区役所の職員が行います。

避難情報などが発令される前に、自主的に避難するときは、避難所が開設されていないことがあるため、事前に区役所に連絡して開設を要請します。

地震などの突発的な災害のときは、安全確認などのために、開設に時間が掛かることがあります。

避難所での役割

過去の大規模災害時では、被災者が続々と避難所に避難し、混乱が生じたと報告されています。このため、防災リーダーを中心とした住民の協力が期待されます。



避難所での活動

① 避難所の被害状況などの確認

避難所の被害の有無や、安全に使用できるかを開設前に確認します。（電気・ガス・水道・電話の状況も併せて確認します。）

② 備蓄物資などの確認〔開設準備〕

避難所運営に必要な備蓄物資などを確認します。



③ レイアウト（区画割）〔開設準備〕

運営に必要なスペースを大まかに割り振ります。

④ 避難者の受け入れ〔開設〕

受け付けを設置し、避難者名簿などを作成します。

⑤ 避難者の割り振り

町内ごとに避難者を集めたり、足の不自由な方をトイレの近くにするなど、避難者の状況に応じて、避難スペースを割り振ります。

⑥ 負傷者・要配慮者の救護

避難者の中に負傷者や要配慮者がいないかを確認します。

⑦ その他

避難者に協力の呼びかけをします。

自主防災組織

防災リーダーの役割

避難所の開設・運営

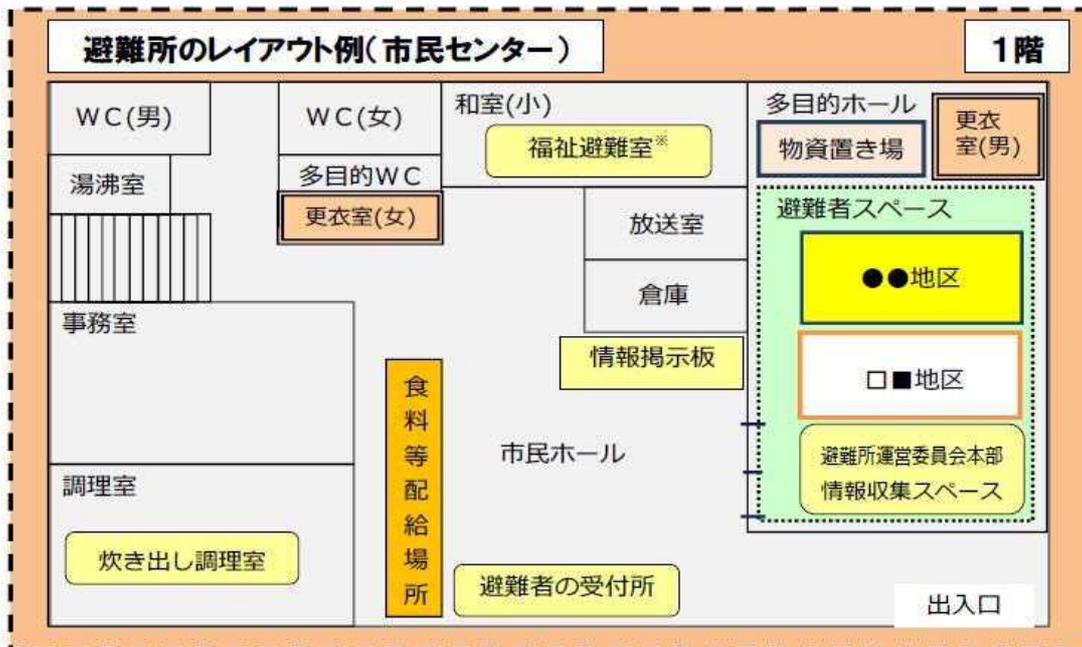
気象の基礎知識

災害への備え

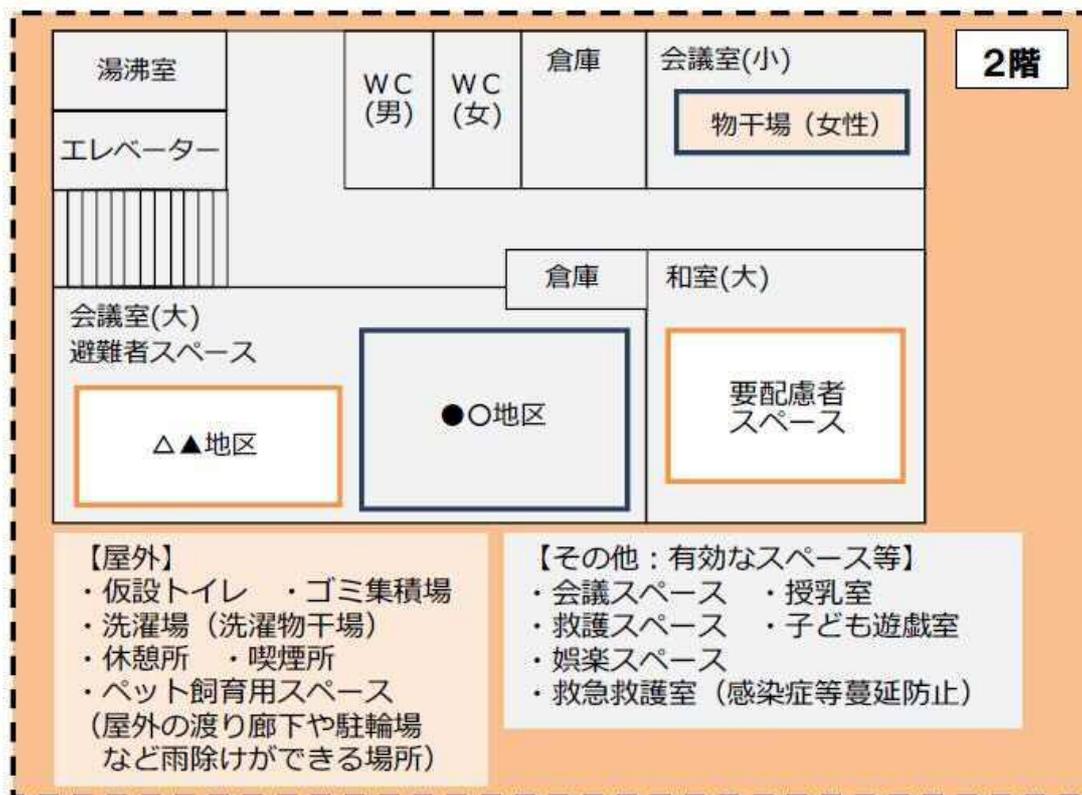
災害（避難）情報

避難行動要支援者

《参考》市民センターを避難所としたときのレイアウト（例）
（北九州市避難所運営マニュアルから抜粋）



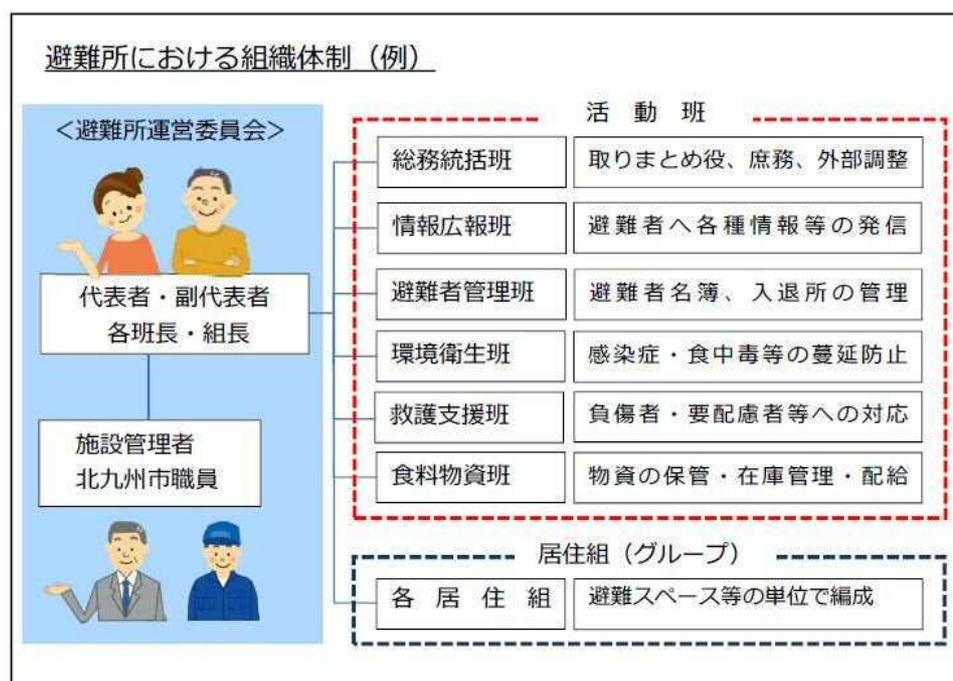
※福祉避難室について…障害によっては、狭い空間や雑音の無い静かなスペースが必要だったり、腹膜透析のためのスペース（パーテーションと椅子）が必要だったりします。避難者の障害によって求められる福祉避難スペースが異なるため、障害のある人の事情を確認し、配慮に努めましょう。



避難所の運営体制

災害初期における避難者の受け入れや、負傷者の救護などが一段落したら、自主運営の体制を明らかにし、生活拠点として機能するよう「避難所運営委員会」を設置します。

避難所運営委員会は、避難生活で発生した様々な問題を検討する場となります。また、避難所運営委員会は、避難所の運営を分担するための「活動班」や、避難者をグループ分けした「居住組」などを置くとともに、男女双方の視点に配慮するため、運営委員や各班には、男女両方が参画するようにします。組織体制を例で示すと下図のようになります。



自主防災組織

防災リーダーの役割

避難所の開設・運営

気象の基礎知識

災害への備え

災害（避難）情報

避難行動要支援者

避難所運営委員会では、毎日時間を決めて1回以上（発災直後は、1日2回以上、朝食前と夕食後など）、会議を行います。朝の会議では、伝達事項を主とし、夕食後の会議では問題点などを検討します。

特に連絡事項がないときでも、少なくとも1日1回は会議を行い、問題点の有無などを確認します。

避難所運営で配慮が必要なこと

避難所では、多くの方が長期間生活を送るため、ひとそれぞれに応じた様々な配慮が必要となります。避難所運営委員会で、共通の認識を持ち、配慮ある活動に努めます。



《配慮が必要なこと（例）》

- ① 授乳室や男女別のトイレ・更衣室等、プライバシーに配慮します。
- ② 女性の生活用品等については、女性が配布するよう配慮します。
- ③ 女性や子供を性犯罪などから守るため、安全面に配慮します。
- ④ 集団の食中毒や感染症を防止するため、衛生面に配慮します。
- ⑤ ペットは、事情の許す限り、飼育スペースの確保に努めます。
- ⑥ 避難者の個人情報外部へ漏れないよう、管理を徹底します。